

第1回 長野県食と農業農村振興審議会の議事録

日時：平成18年11月15日(水)午前10:30から

場所：県庁 特別会議室

(進行：農業政策課 古田企画幹)

ただいまから、長野県食と農業農村振興審議会を開会いたします。

本日は、審議会委員20名のうち17名の御出席をいただいております。従いまして、委員の過半数に達しておりますので「長野県食と農業農村振興の県民条例」第30条第2項の規定により審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで、板倉副知事からごあいさつ申し上げます。

(板倉副知事)

副知事の板倉敏和でございます。

本日は、長野県食と農業農村振興審議会を開催したところ、委員の皆様におかれましては、委員の委嘱を快く承諾頂き、また、本日は、公私ともに御多用のところ御出席頂き感謝申し上げます。

村井知事が所用で出席することができませんので、代わって御挨拶をさせていただきます。

この審議会は、平成18年3月に議員提案により制定されました「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づいて、長野県農業の目指すべき方向性を明らかにする「長野県食と農業農村振興計画」などについて調査・審議をいただく審議会です。

長野県の農業につきましては、農家戸数が12万7千戸余りと、全国1位であり、野菜・果樹・花き・きのこなどの園芸作物を主体に、多様な農畜産物を生産する全国有数の農業県であることは、皆様方、ご案内のとおりでございます。

しかしながら、去る11月1日に農水省から公表された、平成17年農業算出額によれば、長野県の農業産出額は2,735億円で、全国11位と、昨年の10位から順位を落としておりますし、また、農業生産者の高齢化に伴う担い手不足、産地間競争の激化など、農業を取り巻く情勢は年々深刻な状況にあります。

一方で、BSEの発生などにより、消費者の安全・安心な農産物に対する感心の高まりや、地産地消、食育の推進など、食生活の豊かさや、心のやすらぎを提供できる農業・農村への期待も大きくなっております。

このような情勢を踏まえ、これから策定してまいります振興計画では、付加価値の高い農業経営への支援を進め、農業者が希望と誇りを持って取り組める農業の実現と、自然豊かな農村資源を活用した、元気な農山村づくりを目指してまいりたいと考えております。

また、振興計画の策定にあたっては、多くの方の意見をお伺いしながら、県民が望み描く、将来像をとらえ、実効性のある計画となるよう努めてまいります。

本日は、委員の皆様にも、食と農業・農村の取り巻く状況や課題についてご理解いただくとともに、

「長野県食と農業農村振興計画」の策定の進め方について、委員の皆様の様々なお立場から、忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(進行)

なお、大変恐縮ではございますが、板倉副知事は、所用のため、これをもちまして退席させていただきますので、ご容赦願います。

板倉副知事ありがとうございました。

また、ご挨拶が遅れましたが、会長が選出されるまで、進行を務めさせていただきます、農政部農業政策課企画幹の古田恭久でございます。よろしくお願い申し上げます。

さて、委員の皆様には、この10月に当審議会委員の委嘱を申し上げたところですが、本日は初顔合わせになりますので、ここで委員の皆様を私から、御紹介申し上げます。

お手元にお配りしてございます審議会委員名簿と座席表を御覧ください。

名簿は、五十音順ごとになっておりますが、本日は、条例の規定に沿った区分ごとに着席いただいておりますので、座席表に沿って私の左側から、ご紹介させていただきます。委員の皆様におかれましては、着席のままでお願いいたします。

では、農業者を代表して、4名の委員でございます。

こちらから、まず、中澤隆雄委員、続いて、米山春彦委員、続いて、山田三夫委員、続いて、宮川かほる委員でございます。

次に、農業関係団体を代表して、3名の委員でございます。

まず、農業協同組合を代表して、若林甫汎委員、続いて、農業委員会を代表して、小池敏仁委員、続いて、土地改良事業団体を代表して、藤原勇三委員でございます。

次に、市町村を代表して、2名の委員でございます。

まず、町長を代表し、池田町長の山崎袈裟盛委員、続いて、村長を代表し、川上村長の藤原忠彦委員でございます。

次に私の右側に移ります。

流通業者を代表して、竹内広光委員でございます。

次に、県議会議員を代表して、2名の委員でございます。

まず、県議会議員の木下茂人委員、同じく、小松千万蔵委員でございます。

次に、有識者として、信州大学農学部教授の佐々木隆委員でございます。

次に、消費者を代表して、4名の委員でございます。

まず、原楯委員、続いて、市場祥子委員、続いて、横山敬子委員、続いて、羽毛田盛雄委員でございます。

以上、本日、出席頂きました17名の委員の皆さんです。

なお、本日、欠席されている委員では、市長を代表して、長野市長の鷲澤正一委員、有識者とし

て、松本大学総合経営学部教授の白戸洋委員、流通業者の代表として、堀雄一委員が所用により、欠席となっております。

なお、堀委員につきましては、長野県連合青果株式会社のとり計らいにより、林取締役がオブザーバーとして参加頂いております。

それでは、ここで、農政部長から、委員の皆様へ、挨拶を申し上げます。

(白石農政部長)

農政部長の白石芳久でございます。

委員の皆様には、常日頃より、県政の発展と長野県農業の振興のために、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げますとともに、本日は、御多用のところ、審議会に出席頂き誠にありがとうございます。

これから審議会にて調査・審議頂く「振興計画」につきましては、県民にわかりやすく、より実効性のある計画とするため、農業者や農業団体、市町村と連携を図りつつ、消費者や流通業者など、幅広い方々からのご意見・ご要望をお聞きしながら、振興計画を策定してまいり所存でございます。

委員の皆様には、2年間の任期ではございますが、長野県農業の更なる発展のために、それぞれのお立場から幅広く、御助言、御指導を、よろしくお願ひしたいと思います。

(進行)

次に、資料の確認をいたします。今回は、議事進行を効率的に進めるため、事前に資料を郵送させていただきました。それでは、配付資料一覧をご覧ください。

資料の1から資料6までと、別冊1から別冊5、及びカラーの冊子1冊と、本日お配りした参考資料となっておりますので、ご確認をお願いします。

よろしいでしょうか。資料をお持ちでない委員の方は、担当のものが伺います。

それでは次にお諮りいたします。

当審議会の会長につきましては、条例第29条の規定により委員の皆様の互選により選出することとなっておりますので、ここで選出いただきたいと思いますが、いかがお取り計らいいたしましょうか。

(木下委員)

事務局からの案があればお願いします。

(事務局)

事務局からは、若林委員にお願いしたいと考えております。

(進行)

ただいま事務局から、若林委員がいかがという御発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

< 異議なし >

(進行)

ありがとうございました。皆様の御賛同がございましたので、若林委員に会長をお願いしたいと存じます。

なお、この審議会の議長につきましては、条例第30条第1項の規定によりまして会長が務めることとなっておりますので、若林会長には議長席へ移動をお願いいたします。

また、本日のタイムスケジュールですが、審議は、12時までとしますので、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

それでは、ただ今選出されました、若林会長から、ごあいさつをいただき、引き続き、会議の進行をお願いしたいと思います。

若林会長よろしくお願いいたします。

(若林会長)

大変な若輩者で、会長の責務が勤まるどうか不安ではありますが、会議の主旨に則り、審議が進行するよう努力いたしますので、お願いします。私は生まれは千曲市の上山田で、大学に入る前は農業に入ろうと思っていましたが、道を間違えてJAに入りました。しかし、農業に対しては情熱と意を持っております。

先ほど、板倉副知事と部長からも話がありましたが、農業をとりまく状況は大変厳しいものがあります。しかし、西洋の小話で「あなたは何だ」というものがあります。その答えは「あなたが産まれてきたから食べてきた食べ物の累積だ」ということわざがあるそうです。私はこの話が好きであり、このとおりだと思うわけです。基本に食、農業があって今日があることを重要視して考えなければならぬ。農村は、食に対しては保守的であり、「黙って食事をしろ。うまいの、まずいのを言うべきではない」と言われてまいりました。これを今日的にふり返れば、健康はもっとすばらしくなっていた。そういう思いがあります。

子どもたちの歯を丈夫にしようということも、黙って食事をしろというのは、よく咀嚼して食べるということです。原料を供給する原点を考え、ゆっくりと食べることであれば、健康はもっとすばらしかったのでは、と昔のしつけを思い出しています。

板倉副知事が指摘されたように、長野県農業は平成3年が4300億円でしたが、17年度は2700億円と36%が落ちています。全国でもこれだけ落ち込んでいる県はないのではないかと。なんとかしたいという思いがあります。その方策を見出したいと考えます。

2点目は農業が持つ、新基本法でもいう多面的機能です。これを言葉で終わるのでなく、地域社会の中、県、国の中で現実に表現して出していくことが、我々の役割ではないかと思っています。

この審議会は、県議の皆さんが体を張って作られた条例に基づくもので、まことに時宜に適したものであると思います。色々な意見を入れ、「さすが長野県だ」と言われる計画ができるよう、会長として努力していきたいと思います。

それでは本日の会議を進めさせていただきますが、会議事項に入ります前に当審議会の公開について委員の皆様にお諮りいたします。

当審議会につきましては、条例第30条第4項に、会議は原則として公開すると規定されており、また、県で設置する審議会につきましては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき原則公開とされていることから、参考資料の1として、お配りしてあります「長野県食と農業農村振

興審議会傍聴要領（案）」により、傍聴及び議事録・会議資料の公表により公開することとして、よろしいでしょうか。

また、議事録は、発言委員の氏名も明記して公表することとして、よろしいでしょうか。

< 意義なし >

（若林会長）

それでは、特に、御意見がございませんので、傍聴要領案を採用し、傍聴及び議事録・会議資料の公表により公開とし、議事録は、発言委員の氏名も明記して公表させていただきます。

なお、議事録作成のため本日の審議は録音させていただきます。

次に、条例第 29 条第 3 項の規定により、「会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。」こととなっておりますので、私から代理する委員の指名を行います。

では、佐々木委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

（佐々木委員）

はい、わかりました。よろしくお願いいたします。

（若林会長）

引き続き、会議事項に入りたいと思います。

次第にあります、議事の（ 1 ）の長野県食と農業農村振興の県民条例、（ 2 ）の食と農業農村を取り巻く状況、（ 3 ）2010 年長野県農業長期ビジョン等の推進状況について、一括、事務局より説明願います。

（事務局）

事務局を務めさせていただいております、農業政策課の技術幹の久保田純司でございます。それでは私から、一括、御説明申し上げます。資料 1 を御覧ください。……

【以下、説明は、資料 1 ～ 4 ・別冊 1 ～ 5 ・カラー冊子・参考資料 2 にそった、データ説明のため資料を参照願います。】

（若林会長）

議事の（ 1 ）の長野県食と農業農村振興の県民条例、（ 2 ）の食と農業農村を取り巻く状況、（ 3 ）2010 年長野県農業長期ビジョン等の推進状況について、一括、事務局より説明いただきましたが、膨大なデータ資料で瞬間に読み砕く能力がありませんが、要領を得た整理がなされているし、過去のデータを含めた分析もなされているので、審議の過程でご論議をいただくことになると思います。いま、この時点で、よくわからないという質問事項があれば、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（山崎委員）

教えてください。地区部会に報告することになっていますが、報告して審議会にそれをどう生かしていくのでしょうか。また、長期ビジョンの達成率の報告がありました。このビジョンと振興計画の関係についてはいかがでしょうか。

(若林会長)

一点目についての地区部会のありようは、後ほど、説明しご審議をたまわることとなっているので、2点目のビジョンの関係について事務局お願いします。

(事務局)

長期ビジョンについては現状と乖離がある部分もありますし、食育基本法ができたり、BSE、不正表示と食の安全が大きなテーマとなっていることと、国も来年から施策転換が実施されますので、長期ビジョンを振興計画に移行する方向で、これからの振興計画を詰めてまいりたいと考えています。

(若林会長)

それでは続いて、議事の(4)振興計画の策定及び(5)の今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局を務めさせていただいております、農業政策課長の小林守夫でございます。

それでは私から、御説明申し上げます。資料5を御覧ください。

現状と課題はさきほど、他の資料で説明したので省略いたします。

計画策定の考え方ですが、現在の状況を踏まえ、将来の姿を捉えたものにしていき、条例の第9条の規定によるものです。平成20年を初年度とする5ヵ年計画で、中期総合計画と整合しながら策定していきます。

平成19年夏ごろを目処に作成し、平成20年から予算に反映させていきたいと考えております。計画は、おおむね5年ごとに見直し、毎年実施状況は議会に報告し、公表することとしております。

計画に提示する項目は、の長野県の食と農業農村の将来像、の将来像の実現に向けた基本施策を4つの視点で行っていきます。の施策推進の重点項目では、今後5ヵ年で行うもののかかげていきます。続いて、の数値目標を作物ごとの生産・販売・流通の数値目標をわかりやすく提示していき、の地域別の発展方向を10の地方事務所毎の部会が地域の特色を活かした発展方向を示していきます。以上の5項目としています。

振興計画策定の流れでは、たたき台を県が、審議会に示し、委員の皆様からご意見をいただきます。これらの意見を基に、素案を作成し、諮問します。審議会は、計画素案についてご審議をいただき、地区部会の意見も踏まえ答申していただきます。

地区部会の役割は資料6であります。条例では詳細な取り決めがないので、本日もご審議いただきたいと思います。

地区部会の任務は、一つ目が、県が策定する計画や施策に地域の意見を集約、二つ目として地域の発展方向を検討し、三つ目が農業農村の振興について必要な事項となっております。

以上が設置規定の内容です。

今後のスケジュールについては、参考資料3をご覧ください。

第2回審議会につきましては、後ほどご提案させていただきますが、1月中頃に委員から自由にご意見をいただき、審議会を開催し、そして、第3回審議会に反映させていきたいと考えておりま

す。4回目以降は、2回程度を計画し、計画案を知事に答申していただきたいと考えております。

地区部会は、まず、1月下旬に計画骨子を提示し、3月中旬に地域別の発展方向、4月以降は2回程度部会を開催し、おおむね5月頃に地域別の発展方向を決め、この審議会に報告し、答申に反映したいと考えております。

県は庁内連絡会議で、1月はじめには骨子、3月はじめには計画骨子の答申を受け、県民からのパブリックコメントを受けたのち、平成19年夏ごろには計画を策定していきたいと考えております。スケジュールは以上であります。

(若林会長)

前段のことに入っても結構ですが、この関係で何かご意見はありますか。

(木下委員)

県議会がこういう条例を作った一番の問題は、先ほど説明があった生産額の低下です。平成3年に4300億円あったものが、平成17年には2700億円程度になっています。生産額が減りつづけていることに非常な危機感を覚えています。

農家の農業生産が下がっており、生産量はともかく、農家が農業を持続してやっていくことが大きなテーマであり、それをどうやっていくかを示すのが振興計画の中心になることではないかと私は思っています。こうした計画を作り、歯止めがかからない生産額の方向をなんとかして変えていきたいということです。

生産量は、既存の計画にも、もられてきましたが、生産額をどうあげていくかが一番大切なことで、そういう計画を作っていくということを委員会として共有していきたいと考えています。

価格、生産額は、市場が入ってくるので難しいと思いますが、そういうことを考えていかないと問題解決になっていかないのではないかと思います。

農業をやって食べていけるのかが、わからないのに後継者はつくれません。もうかる農業ができれば、後継者もできるし、農地の荒廃もなくなります。どこに重点を置くかを、まず、的を絞っていくことが大事だと思っています。

その意味で、計画については、いままであった農業振興ビジョンや振興計画は、県庁では作るが、地域でどう反映されているのか、個々の農家ではどうなるのか、野菜をやっている人がどう期待できるのかが、個々に理解されていないのではないかと。机上の計画になっているのではないかと。個々の農家が理解し、果樹はこうやるのだ、野菜はこうやるのだと、自分の問題として把握できるような振興計画にしないといけないと考えます。

そのような計画にするには、地区部会は非常に大事であると考えます。

県が100計画し、そのうち地域は10実施するんだ、と。主要作物ごとに地区で把握できる計画を積み上げたものが、県の計画でなければならぬと考えます。

そのためには、地区で組織する部会と県の審議会は密接に関係したものでなければならぬと考えます。事務局の案では部会と審議会の関係が不明確な面もあり、部会の規定規則については、この辺は再検討が必要なのではないかなと感じます。

スケジュールも事務局の案では、審議会で若干の意見を言う程度であれば、よいが、生産計画を諮問するとなれば、相当時間がかかります。

委員の方も忙しい方々ですから、審議会で、そういう作業をするメンバーを作って、作業メンバ

一に原案を作ってもらい、その原案を全体で審議する方が効率的ではないかなと思います。
これは、今後の審議のあり方やスケジュールにも絡んできますが。

(若林会長)

3点について、事務局、整理してお願いします。

(事務局)

審議会と地区部会の連携を密にしてやっていかないとできないというのは木下委員の指摘のとおりであります。地区部会の設置規程案に修正等、意見、ご提案をいただき、早急に、部会を立ちあげていきたいと考えます。

部会と県の計画のことですが、内部的にもかなり議論いたしました。県の計画はマクロな5年後の姿をとらえたものを想定しています。

例えば、りんごは「ふじ」に偏重している課題があります。が、高齢化が進む中、どのような産地を作るのか、減農薬や有機をやらないとほかの産地に勝てないなど、品目別に課題を整理し、5年後の姿を、県全体としての方向性として示していきたいと考えております。

地域では、方向性が少しずつ違います。例えば、りんごでは、「秋映」や「シナノスイート」、「シナノゴールド」のりんご3兄弟にシフトしていく地域や、高齢化の進んでいる地域では、りんごの矮化率を % に推進していく、など、地域ごとに特性があります。

従って、地域は、県の計画をもとに、地域ごとに検討していただき、地域ごとの発展方向を出していく方が効率的であり、そのために、まず、県の方向性、計画が先に提示したいと考えております。

地域は、県の方向性を参考にしながら、地域の特性を踏まえ、例えば、松本はりんごであるとか、大北は、水稲など、地域独特の発展方向を検討いただき、示していくのがよいと考えております。

(白石農政部長)

木下委員から二つ話がありました。重複するかもしれませんが、私どもの考え方を説明いたします。

地域部会は、本当に地域が動ける体制が重要であることは、まさに、委員ご指摘のとおりです。

地域部会については、審議会の意見や県の素案を、具体的に実践できる実務的なメンバーでご検討いただき、実務的な意見をいただくことがよいのではないかと考えております。

二つ目の生産振興計画に関わる部分については、委員の中で具体的にワーキングとのお話もありましたが、現在、関係農業団体と県が連携し、水稲・野菜・花など主要作物の生産計画を毎年、詰めております。こうした生産計画が毎年1月にできあがるので、現場の農家の人が自分の経営にあったものを選んでいくのが現行の姿です。委員のご指摘も、ありましたので、毎年つくる生産計画については、生産振興に関わりの深い委員さんにも説明し、ご意見を頂戴できる機会を今後、検討したいと思っております。

(若林会長)

地区部会は条例に基づいて作っていくわけで、私どもの審議会でもやるものではなく、決められたとおりにやらせていただくことを前提にしたいと考えます。

問題は、原案として出された案について20人の委員の意見を聞くとなると、今までのような形式論になる心配があります。

会長としては、委員にも負荷がかかりますが、先ほど説明のあった振興計画の5つの項目を前提にさせていただき、各委員さんから「私はこういうことを振興計画に盛り込んでいきたい」ということを計画に盛り込むことが大切であると考えます。

皆さんの意見をペーパーでいただければ、事務局が整理し、その意見が県のつくる振興計画の大枠のフレームや、具体的数値目標を詰める大きなファクターになっていくと思いますので、それをやらなければ、審議会の役割にならないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(木下委員)

先ほどの5つの項目には、生産額も含めることでよいでしょうか。

(若林会長)

生産額も検討し、これは当初から、含めるということで、事務局お願いします。

(事務局)

はい、わかりました。

では、委員の方々の意見を頂戴するための提案用紙を配布いたします。

振興計画に提示する5項目について、あるいは、現在の項目の視点で落ちている点など、委員の皆さんから意見・提言を頂戴し、次回の審議会が、円滑に進むようにしたいと考えております。

(中澤委員)

振興計画にしても審議会にしても農業者の経営の底上げを狙うという木下委員の言うとおりで、受益者である私たちは、感謝することでもありますが、審議会の限られた時間では無理があると思います。

農業者としては、いろんな方の意見を反映させて練りあげていきたい。結論的に言えば、時間的に制約があるますので、農業者の代表の委員4人の意見調整をして、まず、意見を出していきたいと考えます。そのような作業をやったほうが、バラバラで作業するより効率的であると考えます。

地区部会で練っていただいても、時間的に有効な使い方ができるのか、効率的でないと考えます。

農業者からすれば言いたいこともあり、美辞麗句を連ねたものが実効性ある計画であるのか、考える必要があると思います。農業の現場では、担い手の課題ひとつにしても甘い状況ではありませんから。

(市場委員)

消費者として出席させていただいていますが、子どもの食育と学校給食で関わっておりますが、生産する側だけの話では進まないと考えます。

高齢化が進む農業を認識しながら、次世代の担い手をどう育てていくのか。教育の中で、食育をどう伝えていくのか。消費者側の現状も十分に把握することが重要であると思います。

消費あつての生産ではないか、と。両面から見ていく必要があります、食と農業の両面のバランスが大事であると考えます。

食育基本法のこともしっかりと把握され、反映させていくことはわかっているようですが、地産地消も学校給食で、大事な分野だと思います。食と農業をどう関連させていくのか。それぞれの部門のことを知らなければ駄目なので、お互いのことが熟知できたうえで、計画をつくる必要があると思います。

(若林会長)

一つの問題ごとにやっていくことがオーソドックスですが、来年の今ごろにはできあがっている期限もあり、毎週審議会を開くわけには行かないと考えます。

それぞれの皆さんが持っている振興への思いを项目的に整理いただくことで、委員さんの意見を取り入れる形にしたいと考えます。

例えば、生産者の方からは、生産振興はよいが価格保障がなければできない、など。そういう意見が出てきます。それを整理すれば、委員さんが何を思っているかが見えてくると考えます。見えてくれば、その意見をベースに、県が振興計画を作り、また、ひとつひとつのキャッチボールが繰り返されていくと思います。そういうやり方で委員の意見を反映させていく方法がよいと考えます。

中澤委員からはグループごとにと言われましたが、4人の意見をまとめると一月ほどかかってしまいますので、こういう手法で、意見をまとめることも、一つの手法ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(原委員)

消費者代表ですが、地区部会が、こちらで作ったものを検討する時間が取ってあるようなので、骨子ができるまでに、部会に専門的な人を入れていただければどうかと。

どこで何をやっていくのかは、専門の部会でやっていただかないと、先に進まないのではないかと思います。この審議会だけで、骨子が出てくるのは不思議な気がするのですが。

(若林会長)

マニュアルがありませんので、一般的には作られた案を審議するのが、審議会の姿ですが、今回は積極的に議論し、ご理解をいただいたものを振興計画に取り入れるのが、この審議会の役割であり、条例の目指していることと考えております。

意見を出すやり方は会議で出すのと、紙面でするものがありますが、その意見をベースに、県の振興計画の骨子が創りあげられていくと考えております。

その作業のうち、地区部会で実践できる作業があるのなら、部会というシステムを使って検証していく形かなと考えます。

農産物の生産計画と数量は、県と各種団体が品目別に、生産計画を30年以上にわたって作ってきています。その作業で、生産数量をどうするかは、比較的うまくいっております。系統流通でない方々も含めれば、かなり詳細な生産計画ができます。

ですから、審議会で数値を入れ込むよりも、振興計画に意見を盛り込むことのほうが大事であると思いますが、いかがでしょうか。小松委員いかがでしょうか。

(小松委員)

それぞれの方の意見を聞くのはよいと思いますが、二回目は、もう一度論議をしていただくこと

が県として骨子をまとめていく上で重要になると思います。意見を出していただいてから、県の案の提示して頂き、県の案はもう一段階置いたほうがよいと考えます。

(木下委員)

会議だからやりとりでき、紙に書いて事務局が、まとめるのでは会議の意味がないと、考えます。議論をしてある程度、意見調整しないと、形式的なものになって、今までと同じ形になってしまうと考えますが。

(若林会長)

ですから、委員の意見を効果的に伺い、頂戴した委員の意見を、大きくグルーピングします。それを見ながら、「私はこういうことを振興計画に入れてもらいたい」ということを元に論議をしたいと考えます。このやり方ですと、皆さんが、単純に論議するよりも共有化できると考えます。

例えば、同じ意見ですとか、この項目が落ちていたとか、こんな意見も加えるべきではないか、など、議論が活発になり、徐々に、濃密な意見がまとまっていくのではないかと考えます。

次回は、皆さんの意見を、事務局が単純に、同一意見などをまとめてみて、論議をいただくことを、会長として提案しますが、いかがでしょうか。

(木下委員)

スケジュールですが、12月に何回ができませんか。今年の3月議会で条例を決定し、知事に要請したが、来年予算要求に間に合わないというのに、前知事が放置していました。

ようやく9月に要請しまして、審議会も設置されましたが、ずっと遅れています。12月に何回か開催し、遅れを取り戻したいと考えます。委員の方、大勢でやるのが無理であれば、何人かで議論してもよいのではないかと思います。もっと早く、遅れを取り戻すために、審議会を何度も開催するスケジュールはいかがでしょうか。

(藤原(忠)委員)

この計画は長野県農業の再生計画だと思います。まず、総論として、次元が高い基本理念をつくり、そして、それを担保する施策や計画を作っていくことが重要であると考えます。

日本農業をリードするような、それも高い実現性の持った計画にすべきであると思います。長野県は品目もあり、高冷地から平坦地まで幅広いので、戦略的に色々なことを考える必要があると思います。

そこで、地域部会が重要だと思います。それが審議会と整合性を図って、これまでになかったような課題も取り入れることが重要だと思います。

これまでの計画は、現状にあわせたもので、地域や農業団体等にひっぱられ、ある程度、県が政策として出していたから、形式的な計画であったと思います。もっと、縦断的に横断的に総合的に調整すべきであり、それが、この審議会の役割であると考えます。

たぶん、県も議員立法ですので、力が入っていなかったようですが、本当は、ずっと以前から、県がやらなければならないことを今やっていると考えます。長野県農業を再生できる計画をつくる気概で、じっくり、取り組んで頂きたい。

(横山委員)

地域部会だけではなくて、審議会のメンバーですが、条例では流通食品産業の代表があるのですが、木下委員が言われる、農産物の作付面積や生産目標をたてても、消費しなければ生産額はあがらないと考えます。

いま、女性の社会進出を問題にしている中で、家庭で子どもたちに料理を作って食べさせることが理想ですが、加工食品もなくてはならない現状なのに、委員には、流通業者の方だけです。

食品加工業者、これからは、日本そばや、休耕田で生産していく大豆とか、麦とかを高めていくことが、重要だと考えていますが、直接、消費者だけでなく、食品産業に関わっている人が委員でないのは、疑問に思っているのですが、地区部会の中でも食品業者を採用できませんか。ここの議論と外れますが。

(事務局)

食品と流通を代表する委員としては、直接市場で買う皆さんと、もうひとつは、消費者のみなさんと直接対面されるスーパーの方をお願いしました。

また、消費者の委員の中で、羽毛田委員がおられますが、ホテル・民宿から参加していただき、加工品も扱っていますので、メンバーを限定させていただきました。

20人という枠の中で、食品産業も考えましたが、味噌は味噌だけと限定されます。流通業界は、青果物だけでなく加工品も扱っていますので、スーパーと地方卸売市場の流通業者を代表する委員と羽毛田委員をお願いしました。

(若林会長)

委員の意見を開陳する機会が必要であるという、意見が多いので、第2回目は委員から意見をいただく場にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、藤原(忠)委員からも地区部会が大事であるという意見ですが、審議会と地区部会の相互に出された意見をフィードバックして、取り扱っていく方法でいかがでしょうか。

部会のあり方は、次回までに事務局で整理していただきますが、フィードバックする方法でよいでしょうか。

2回目の審議会では、時間を十分取ったほうがよいという意見もありますが、20人おいでになるので、一人10分とっても4時間かかりますが、ご了解を賜って、次回は、委員の方々の意見の開陳の場にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(山崎委員)

通常の審議会なのか、計画策定委員会なのか不明確なのです。知事が審議会に諮問した意味がなくなってしまうと考えますので、そこを明確にさせていただきたいと思います。

(事務局)

条例では、計画は県が作成し、審議会の意見を聴くとなっています。この審議会では、幅広く委員の方々の意見を聞き、その意見を生かした計画を、県が作成し、諮問します。審議会では、意見を聴く場としてお願いいたします。

(山崎委員)

普通の審議会と同じでよいのですか。

(事務局)

それとおなじです。

(山崎委員)

地区部会はどうですか。地区部会の意見を県として素案の中に生かしたものを諮問することによってよいですか。

(事務局)

そうです。地区部会は、先ほどの説明いたしましたとおり、県の計画に対し、地域の意見を広く聴くことと、地域の発展方向についての検討をして頂き、審議会に報告することです。

(若林会長)

ただし、一般的な審議会よりも一歩踏み込んで積極的なものにしたいと考えております。

普通の審議会では、広く県民の意見を聴く、県民条例の趣旨に合わないのではないかと思いますし、委員の皆様の意見をいただいて、県が振興計画を作っていくところに特徴があることを、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

委員の意見をいただかないと開店休業なのです。そしてまた、県の案を単純に審議する今までの形式的な審議会では、県民条例の意味がありません。いかがでしょうか。

(羽毛田委員)

私は、調理師会を代表していますが、食と農業農村振興の県民条例、これは、食がついていることがポイントではないかと思います。食育基本法ができて、その分野が農業と食とのつながりを条例化していくと考えています。食の分野がいろいろ協議されていきませんと、主目的が農業だけに偏ってしまうのではないかと、それでは問題があるのではないかと考えます。

この振興計画の大きなテーマ、課題として、健全な食生活、地産地消も掲げられております。

地区部会の委員で、調理師とはいかないまでも、そうした場に、食に関わる委員を参加させていただきたいのが、お願いです。

(小松委員)

今回の条例は、全国で初めて農業農村の条例に、食を取り入れて、食の重要性を農業生産の中で考えていこうということですが、県として県の食育推進計画とこの条例の振興計画とをどう連動させていくのか、そのあたりの考え方はどのように考えていますか。

(事務局)

県の食育計画は平成22年までに作るものであり、これには教育と健康部分のカテゴリーが含まれていますので、この審議会では議論できません。

県では、この審議会の振興計画とは別に、衛生部を中心に食育計画を作成する方向で検討しています。この審議会では、食と農・地産地消などについて議論していただきたいと考えております。

(若林会長)

それでは、会長として提案させていただきます。

まず、委員の意見をいただきます。

次に、次回の審議会では、委員の皆さんの意見をご開帳いただく場として開催することでいかがでしょうか。

これらを事務局が整理させていただき、部会のあり方については、次回に検討するというところで、いかがでしょうか。

(木下委員)

山崎委員の質問に関連し、部会と審議会の関係ですが、条例の31条では、審議会の中に部会が位置づけられているとなっております。

(若林会長)

不手際の進行でしたが、お許しをいただいて、次回は1月の19日でしょうか。

(事務局)

それでは、次回の開催については1月19日の午後に予定していますが、なるべく時間を多く、ということで開催時間を多く取りたいと思います。

(木下委員)

12月は開催しないのですか。どうしても1月になってしまうのでしょうか。

(事務局)

20人の委員の方々の日程も取れなく、12月は議会もありますので、1月によろしくお願ひしたいと思います。

(小松委員)

資料をお願いしたいと思います。今回、長野県全体の農業農村の分析はできておりますが、平坦地と中山間地域を区別した、データをいただき議論することが重要であると考えますので、地帯別の担い手や遊休荒廃地、耕作従事者の年齢別構成などについての資料をお願いします。

(若林会長)

では、事務局、次回までをお願いします。

それでは御意見、御質問も出尽くしたようでありますので本日の議事については以上で終了とさせていただきます。

委員の皆様には、ご熱心に御審議いただきありがとうございました。

また、事務局におかれましては、委員の御意見、御助言を、今後の審議会に十分に反映されるこ

とをお願いし、議長を退任させていただきます。

(白石農政部長)

若林会長並びに委員の皆様、熱心な審議をいただき誠にありがとうございました。

次回、1月19日には、十分な議論ができるよう時間をいただき、また、御多用中のところ恐縮ですが、出席いただけるようよろしくお願い申し上げます。